

平成 2 1 年度鳥取市国民健康保険事業の状況

- ・平成 2 1 年度国民健康保険費特別会計当初予算・・・ 1
- ・国保被保険者の状況
 - 人口及び被保険者数構成ピラミッド・・・・・・・・・・ 2
 - 国保加入者所得階層別世帯数・・・・・・・・・・・・ 3
 - 国保加入者の所得状況・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・国民健康の財政状況・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・出産育児一時金の額の引き上げ等について・・・・ 6～8
- ・保険料の延滞金を軽減する期間の延長について・・・・ 9～11

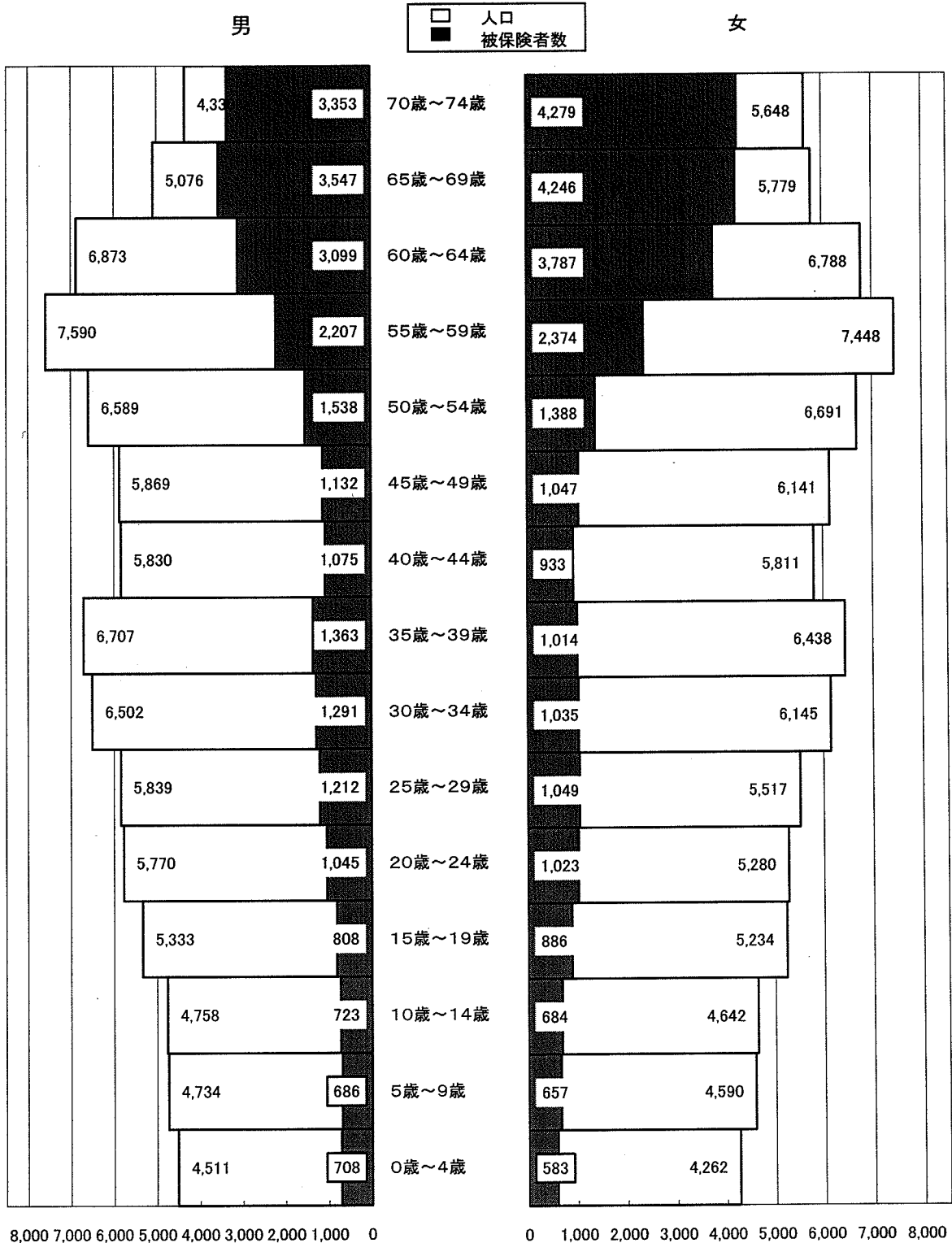
平成21年度 国民健康保険費特別会計当初予算

歳 入		(単位:千円)
科 目		予算額
保 險 料	医療給付費分現年分	2,452,479
	医療給付費分滞繰分	133,816
	介護分現年分	358,533
	介護分滞繰分	16,678
	後期高齢者支援金分現年分	813,618
	後期高齢者支援金分滞繰分	14,687
	計	3,789,811
一 部 負 担 金		2
使用料及び手数料		2,500
国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	3,071,637
	高額医療費共同事業負担金	112,015
	特定健康診査等負担金	24,454
	財政調整交付金	1,180,596
	計	4,388,702
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	112,015
	特定健康診査等負担金	24,454
	県財政調整交付金	648,891
	計	785,360
療養給付費等交付金		1,079,154
前期高齢者交付金		3,325,356
高額医療費共同事業交付金		407,737
保険財政共同安定化事業交付金		2,162,427
財 産 収 入		2,052
一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	762,345
	職員給与費等繰入金	291,845
	出産育児一時金等繰入金	53,200
	財政安定化支援事業繰入金	139,000
	計	1,246,390
基 金 繰 入 金		202,822
繰 越 金		2
延滞金、加算金及び過料		1,550
雑 入		10,550
合 計		17,404,415

歳 出		(単位:千円)
科 目		予算額
総 務 費	一 般 管 理 費	237,017
	連 合 会 負 担 金	15,928
	賦 課 費	11,201
	徴 収 費	42,862
	運 営 協 議 会 費	1,142
	計	308,150
保 險 給 付 費	療 養 給 付 費	9,834,999
	療 養 費	26,582
	審 査 支 払 手 数 料	41,227
	高 額 療 養 費	1,094,970
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	20
	葬 祭 費	13,500
	出 産 育 児 一 時 金	79,800
	移 送 費	20
計	11,091,118	
等 支 援 金	後 期 高 齢 者 支 援 金	2,110,093
	事 務 費 拠 出 金	288
	計	2,110,381
等 納 付 金	前 期 高 齢 者 納 付 金	6,484
	事 務 費 拠 出 金	259
	計	6,743
老 健 拠 出 金	医 療 費 拠 出 金	73,343
	事 務 費 拠 出 金	172
計	73,515	
介 護 納 付 金		844,843
高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		448,073
保 險 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金		2,206,559
保 健 事 業 費		60,433
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		72,028
積 立 金		2,052
償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		16,001
直 診 勘 定 繰 出 金		14,266
予 備 費		150,253
合 計		17,404,415

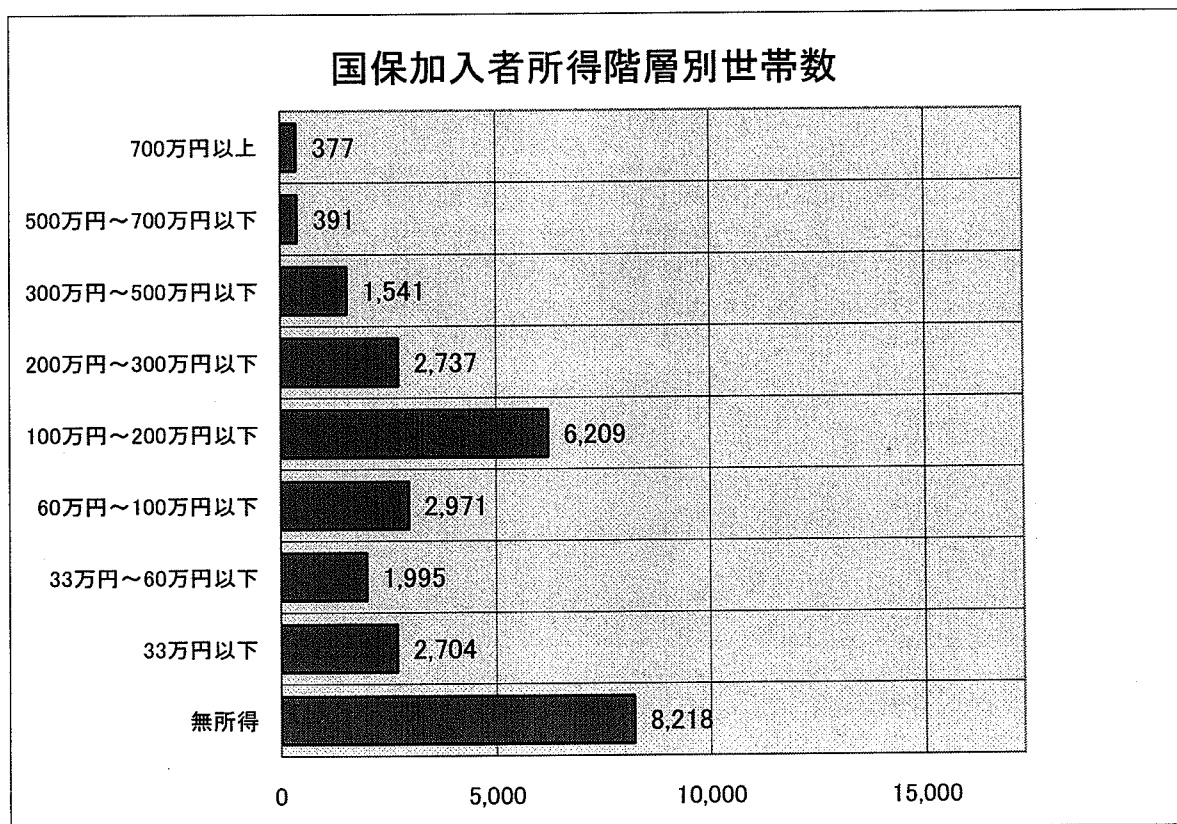
国保被保険者の状況

○人口及び被保険者数構成ピラミッド(H21.10末現在)



国保加入者所得階層別世帯数(平成21年7月当初賦課時点)

所得階層	世帯数	比率
無所得	8,218	30.28%
33万円以下	2,704	9.96%
33万円～60万円以下	1,995	7.35%
60万円～100万円以下	2,971	10.95%
100万円～200万円以下	6,209	22.88%
200万円～300万円以下	2,737	10.08%
300万円～500万円以下	1,541	5.68%
500万円～700万円以下	391	1.44%
700万円以上	377	1.39%
合計	27,143	100.00%

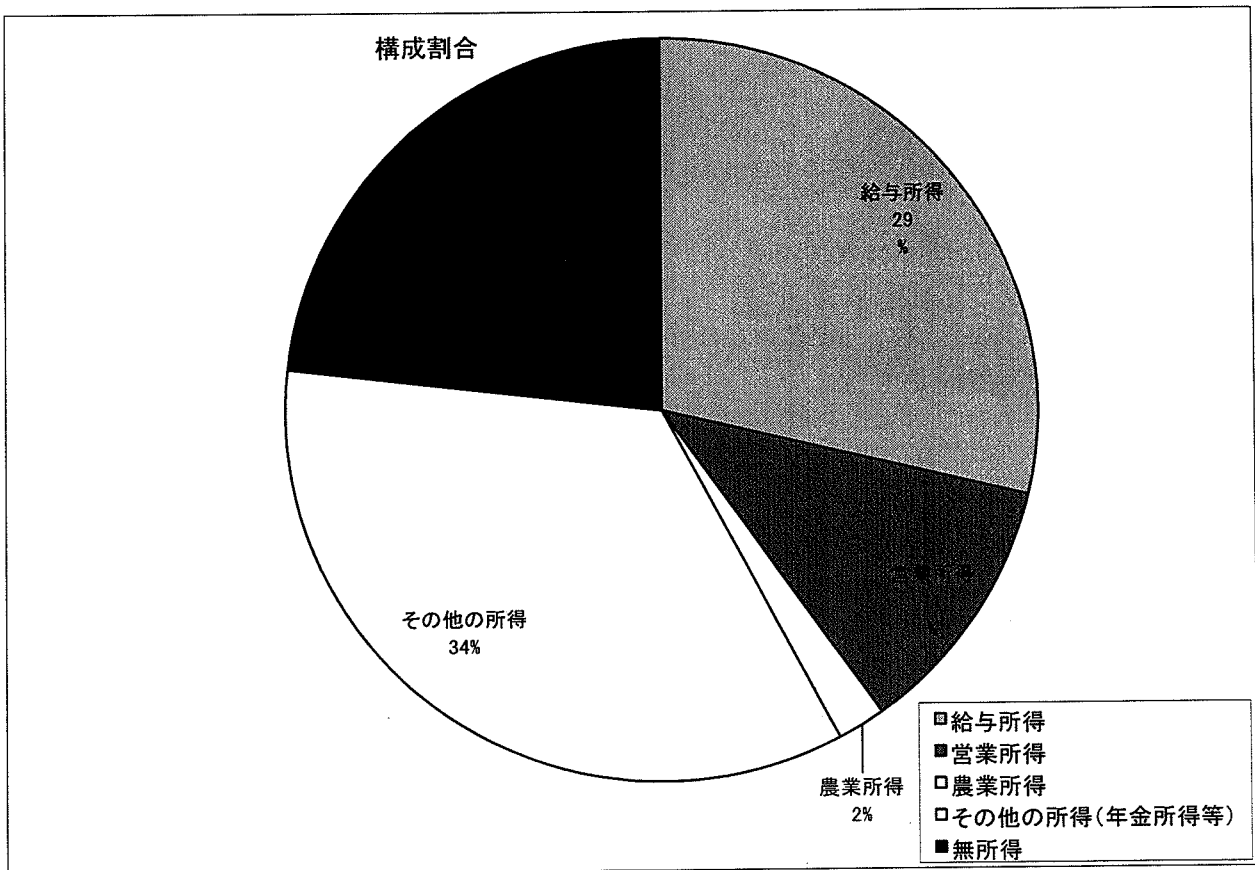


国保加入者の所得状況(平成21年7月当初賦課時点)

◎所得別加入世帯数

		(構成割合)
給与所得	7,800 世帯	29%
営業所得	3,109 世帯	11%
農業所得	561 世帯	2%
その他の所得(年金所得等)	9,387 世帯	35%
無所得	6,286 世帯	23%
計	27,143 世帯	100%

※所得区分は、保険料納付義務者である世帯主の所得区分



国民健康保険の財政状況

◎国保会計単年度収支の推移

(単位:千円)

年 度	歳入合計 (A)	(A)のうち国保 料	(A)のうち繰越金 (C)	(A)のうち基金 繰入 (D)	歳出合計(B)	単年度収支 (A)-(C)-(D)-(B)	国保料の引き 上げ(平均)
16	14,462,894	4,608,585	335,038	179,143	14,320,057	-371,344	—
17	14,694,011	4,823,913	69,445	236,000	14,685,010	-296,444	6.6%
18	15,896,930	5,123,628	9,001	117,000	15,885,315	-114,386	8.57%
19	18,144,589	5,198,223	11,614	20,000	18,113,532	-557	3.76%
20	17,187,645	3,735,606	31,057	47,000	17,174,318	-64,730	—
21 (当初予算)	17,404,415	3,789,811	2	202,822	17,404,415	-202,824	—

◎基金残高の推移

(単位:千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (予算額)
基金取崩額	0	236,000	117,000	20,000	47,000	202,822
基金残高	857,485	621,485	504,485	488,199	444,139	241,317

◎保険料収納状況(現年分)

(単位:千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調定額	3,961,233	5,080,887	5,422,430	5,528,485	4,048,300
収納額	3,643,870	4,723,616	5,003,352	5,061,293	3,601,705
収納率	91.99%	92.97%	92.27%	91.55%	88.97%
対前年比	—	0.98%	-0.70%	-0.72%	-2.58%

※H20の調定額の減は、75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行したことによる。

出産育児一時金の額の引き上げ等について

出産に係る被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令の改正が行われ、平成21年10月1日から施行されることとなりました。

これに準じて、本市国民健康保険で支給する出産育児一時金についても、4万円引き上げることとし、平成21年9月議会に条例改正案を提案し、国と同様に、平成21年10月1日から4万円引き上げることとしました。

また、「医療機関への直接支払制度」が、額の引き上げと併せて実施されることとなりました。

◎支給額の引き上げ

平成21年10月から42万円（従前は38万円）

※ただし、「産科医療保障制度」に加入していない医療機関での分娩の場合は、
39万円（従前は35万円）

◎直接支払制度の創設

医療機関の窓口で出産費用を支払わなくてもすむよう、「医療機関への直接支払制度」を創設

平成 21 年 10 月 1 日以降に出産される方から、
出産育児一時金の
①支給額と②支払方法が変わります。

①支給額が変わります

4 万円引上げ、原則 42 万円となります。

※ 産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。それ以外の場合は 39 万円となります。

②直接支払制度が実施されます

かかった出産費用に出産育児一時金を充てる
ことができるよう、原則として医療保険者から出
産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組
みに変わります。

今後は原則 42 万円の範囲内で、まとまった出
産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

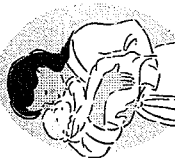
- ※ 出産育児一時金が 42 万円を超えて支給される場合でも、42 万円までが直接支払制度の対象です。42 万円を超える部分は、ご加入の医療保険者にご自身で請求していただくことになります。
- ※ 出産費用が 42 万円を超える場合は、その差額分は退院時に病院などにお支払いください。また、42 万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することができます。
- ※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まれない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方ををご利用いただくことも可能です。
(ただし、出産費用を退院時に病院などにいったんご自身でお支払いいただくことになります)

☆ 手続きにつきましては、ご加入の医療保険者の窓口、または出産される病院など
にご確認ください。

☆ 厚生労働省ホームページに出産育児一時金の見直しについての情報を掲載し
ていますのでご参照ください。

出産育児一時金等 医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要

③ 明細書(差額分ある時)や付加給付支給申請書提出



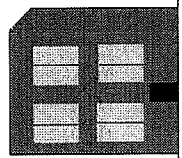
② 出産

・42万未満で安く収まった場合等、被保険者等に支払うべき差額がある場合には医療機関等から交付された明細書等を保険者に提出。保険者が専用請求書を追って受理すると見込まれる場合は、差額を早期支給する。
 ・保険者独自の付加給付については、保険者の定めるところにより償還払い。

被保険者等

- ① 保険証等の提示・入院
- ③ 専用請求書と同内容である旨(直接払いを用いていない場合はその旨)を記した明細書の交付

・入院時に「保険証」及び「高額療養費の限度額適用認定証」(妊婦健診等でリスクが判明した場合等)を医療機関等の窓口へ提示。
 ・直接払いを希望しない場合や海外出産の場合等は、償還払いとなり、保険者窓口にて一時金の請求を行う。



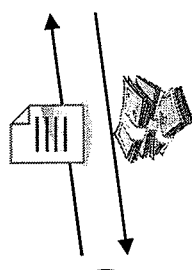
保険者

支払事務を委託



⑤ 費用請求(④で請求された額に限る。)

④ 医療機関等から専用請求書に基づき費用請求(42万円まで)



助産所

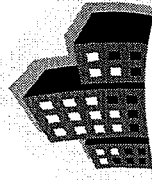
診療所

病院

⑦ 医療機関等へ支払



⑥ 支払



支払機関(国保連)

- ・医療機関への直接支払を実施する場合、支払機関と支払委託契約を締結。
- ・支払機関から毎月送られてくる申請書の請求額等をチェックした上で支払額を決定し、支払機関に決定額を振込。
- ・42万円との差額や付加給付があれば、⑧の手続きに応じ、所要額を償還払いする。医療費通知等と併せて通知する等、保険者の実情に応じ、支払決定通知を被保険者等に行う。
- ・支払業務を委託しない場合は、上記の他、支払機関と同様の業務を行う。
- ・被保険者が直接支払を希望しない場合や海外出産した場合等、償還払いの対象となる者について、原則どおり、窓口にて請求を受付。

※被用者保険分については、保険適用のない出産(正常分娩)の場合は国保連に、帝王切開など保険適用がある出産(異常分娩)は支払基金に医療機関等は請求

- ・被保険者等にて一時金の医療機関等への直接払いについて説明の上、希望するかを確認。希望者については、「一時金の申請・受取を当該医療機関等に任せる」旨の書面を2通取り交わし、保存する。希望しない者については従来どおり、退院時に出産費用を窓口請求。
- ・直接払いの場合は、42万円の限度において直接払い専用の申請書を支払機関に提出。(提出は診療報酬メ切と同時に。医療機関等への入金は、保険診療に伴う異常分娩は診療報酬と同じ。正常分娩は約1ヶ月)。出産費用が一時金上限を超える場合、超えた額は退院時に実費請求。

- ・医療機関等への直接支払を実施する保険者と支払委託契約を締結。(ランニングコストは保険者からの手数料収入)
- ・医療機関等から提出のあった申請書の受付チェック(記載内容、請求限度額等)を行い、各保険者ごとに請求額をとりまとめる。
- ・専用請求書から得られる出産に係る各種データ集計を行う。
- ・一時金支払状況について年報等を取りまとめる。

国民健康保険料の延滞金を軽減する期間の延長について

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日から施行されることとなります。

これに準じて、本市の国民健康保険料についても、延滞金を軽減する期間を次のとおり延長することとします。

現 行 1 月

↓

改正後 3 月

(今後の予定)

市議会12月定例会に条例改正案を提案

平成22年1月1日から施行

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

1. 法律の趣旨

(1) 現行の取扱い

事業主は、毎月の厚生年金保険料を翌月末までに納付することとなっている。

保険料を納期限までに納付しない事業主については、社会保険事務所から督促状が送付される。督促状の指定した期限（納期限から約3週間後）までに納付しない場合には、保険料額につき年14.6%（日歩4銭）の割合で納期限の翌日から納付の前日までの日数によって計算された延滞金を支払わなければならない。

一方、国税の延滞税の利率は、一定期間（源泉徴収税の場合、納付告知から3ヶ月）の日数については軽減されている。

(2) 改正の内容

現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、納期限から一定期間の日数については、延滞金利率を軽減する。

2. 法律の具体的内容

(1) 軽減利率と軽減割合

国税徴収の例にならい、納期限から3ヶ月については、14.6%でなく、7.3%（なお、法律附則において、当分の間、「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%の割合（平成21年度は4.5%）」のいずれか低い割合）で計算する。

(2) 延滞金利率を軽減する保険料の範囲

広く事業主が負担・納付義務を負っている点で厚生年金保険料と同趣旨である、健康保険料、児童手当の拠出金、船員保険料、公務員共済の保険料、労働保険料等とする。

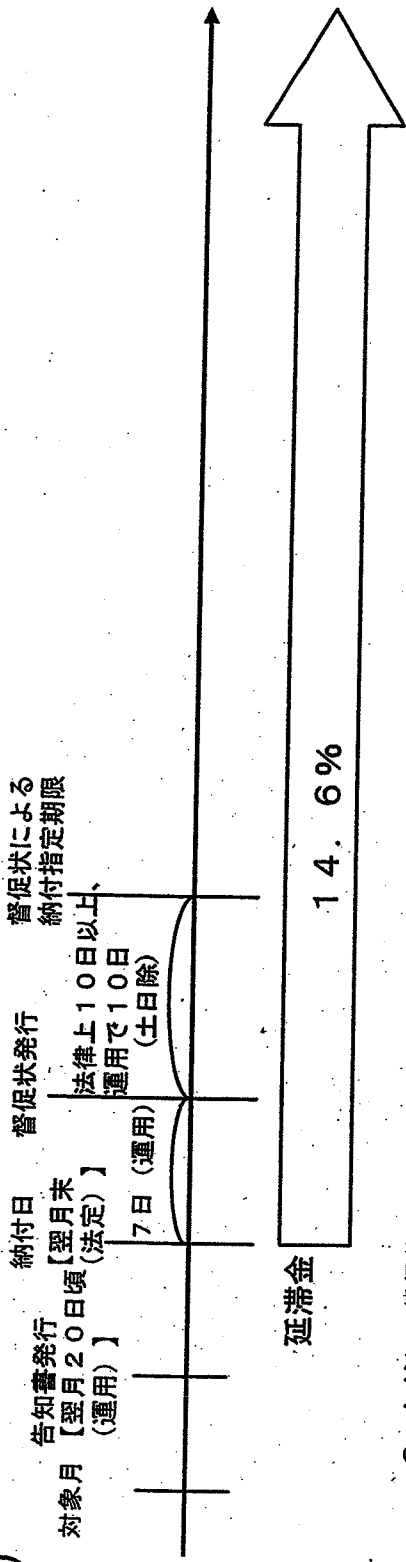
なお、労働保険料については、年1回の徴収であることや、申告方式であることに鑑み、軽減する期間は2ヶ月とする。

(3) 施行日

平成22年1月1日

厚生年金保険料の延滞金の見直し(図)

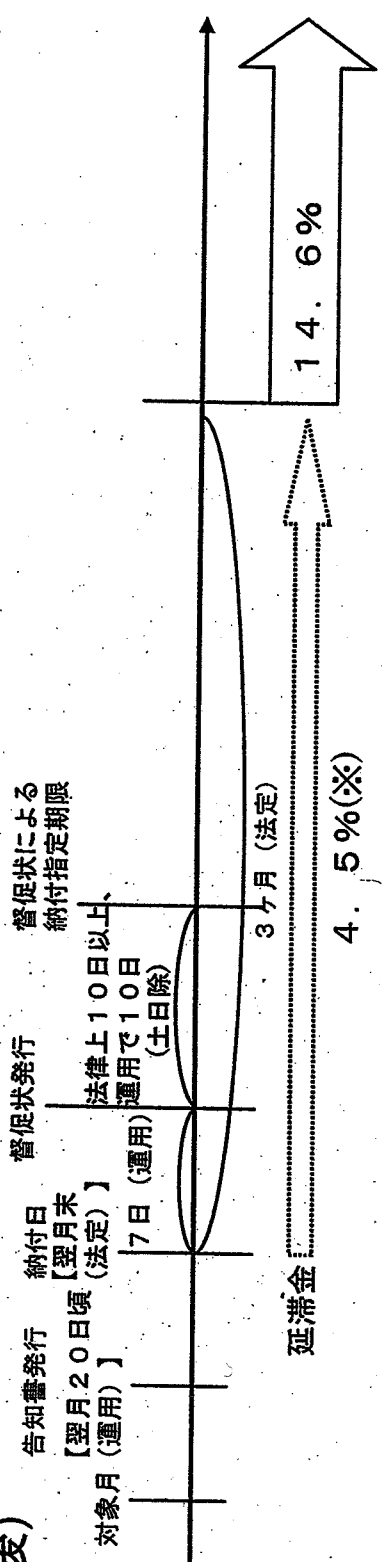
(現行)



◎ ただし、督促状による納付指定期限までに事業主が納めれば、延滞金を払う必要はない。



(改正後)



◎ ただし、督促状による納付指定期限までに事業主が納めれば、延滞金を払う必要はない。

(※) 「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合を適用。4.5%は平成21年に係る割合。